

ディプロマ・ポリシー

1 法務研究科（法科大学院）は、キリスト教精神に基づく本学の教育モットー「人間の尊厳のために」（Hominis Dignitati）を法曹養成の領域で実践すべく、「人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成」を設立目的としています。専門職大学院としての法務研究科を修了した場合、学生は、弁護士、検察官、裁判官といった法曹に見合った能力・資質を得ることができます。具体的には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養、社会や人間関係に対する洞察力を前提に、人権感覚、先端的法分野の知見や国際的視野を備え、かつ、高度な法的専門知識を活用し、法律実務における問題解決に寄与するために必要な具体的妥当性を導く柔軟な思考力、説得・交渉等の能力・資質を身に付けることができます。法務研究科は、このような能力・資質を得た学生に法務博士の学位を授与します。

